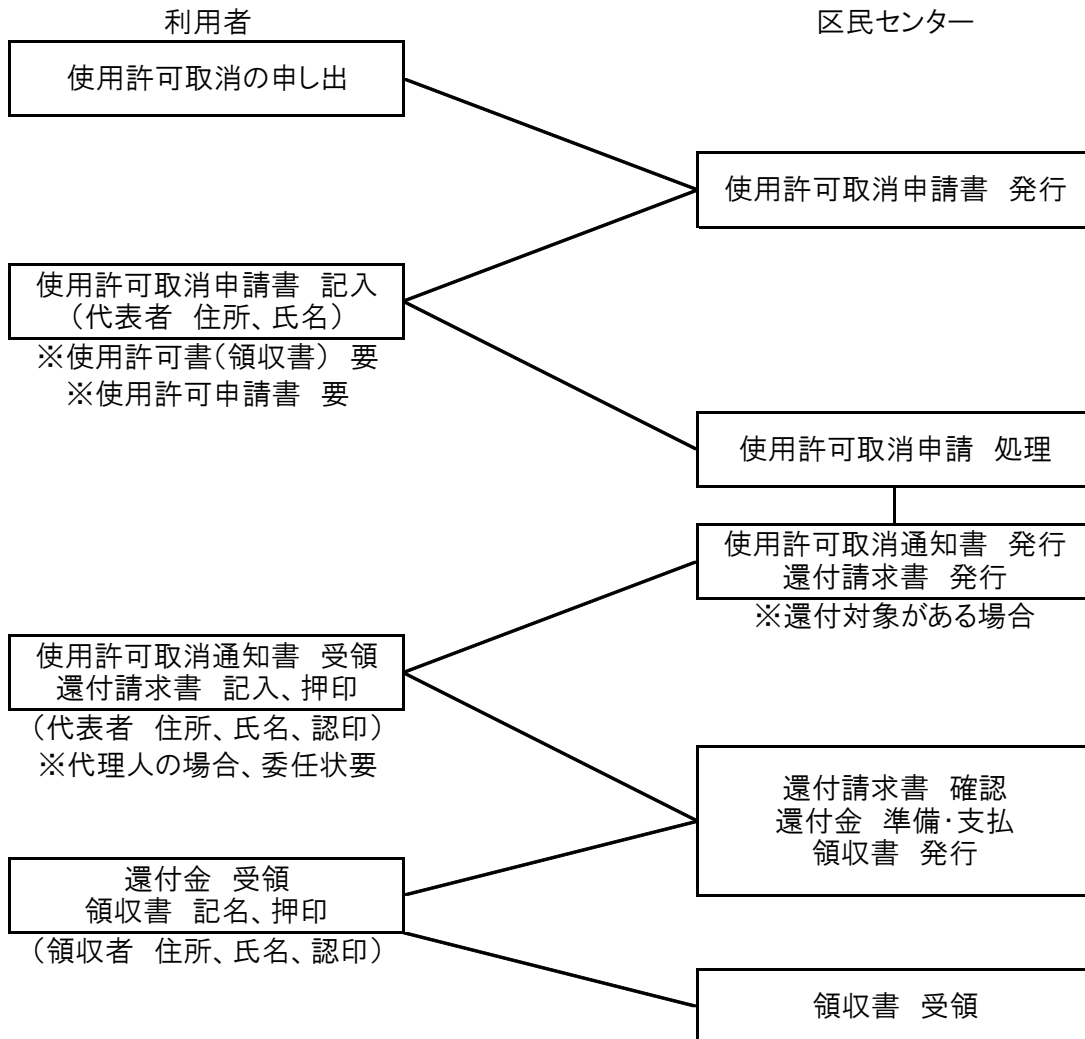


2018年7月1日より施設使用取消に伴う 使用料の還付が窓口でできるようになります。

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 還付の受付時間 | 午後8時30分まで |
| 注意事項 | 総額が3万円を超える場合は、後日の還付となります。 |
| 持ち物 | 還付金請求の際は、印鑑をお持ちください。 ※認印要(シャチハタ不可) |
| | 代表者以外の方が還付請求される場合は、 委任状をお持ちください。 |

※還付金の準備に時間を要する場合があります、事前にご連絡ください。
※口座振込での還付を希望される場合、振込手数料は利用者負担となります。

還付の流れ



大阪市立鶴見区民センター